

妊産婦医療費助成制度

医療機関等で診療を受けたときの保険診療にかかる医療費の一部を助成する制度です。

〔区 分〕	内 容
〔対 象 者〕	せたな町に住所を有する妊産婦
〔受給資格の登録〕	母子手帳を交付するとき（転入した場合は、健診に必要な受診券を発行するとき）に「認定申請書」を提出していただきます。 ○手続きに必要なもの：健康保険証、預金通帳、印鑑
〔助成対象期間〕	母子手帳を交付した月（または母子手帳をお持ちの方が転入した月）の初日から出産（流産及び死産を含む）した月の翌月末日までの期間です。 ※申請期間は、保険給付を受けた月の翌月の初日から起算して1年以内です。
〔助成対象医療費〕	保険診療（医科・歯科・調剤等）分が対象となります。 ※高額療養費や付加給付がある場合は、その額を控除した額となります。 ※入院時食事療養費本人負担分や保険診療適用外のものは助成対象外です。
〔助 成 内 容〕	医療保険で診療を受けたときに支払った自己負担額から下記の「一部負担金」を引いた金額を助成します。 1 割負担 ※月額上限額 入院 28,800円（多数該当 22,200円） 通院 9,000円 ※高額療養費や医療保険各法の規定による付加給付などの給付がある場合は、加入健康保険者（保険者）に確認してください。
〔助成申請方法〕	医療機関等の領収書を1ヶ月単位でまとめて各区担当窓口で申請手続きを行ってください。 ○手続きに必要なもの：医療機関等で支払った領収書 健康保険証、印鑑 ※高額療養費及び付加給付の支給がある場合はその通知書も必要です。
届出が必要な場合	次の場合は、お届けが必要になりますので、印鑑を持参のうえ、相談窓口へお越し下さい。 ・加入している健康保険証や住所・氏名が変更になったとき。 ・他市町村に転出となったとき ・受給資格期限が切れたとき

☆ 相 談 窓 口 ☆

本庁町民児童課国保医療係 ☎0137-84-5111

瀬棚総合支所住民係 ☎0137-87-3311

大成総合支所住民係 ☎01398-4-5511